

## 日本環境管理学会「環境の管理」論文等応募規程

1998年4月  
1999年11月（一部改正）  
2004年4月（一部改正）  
2007年7月（全面改定）  
2009年5月（全面改定）  
2018年6月（一部改正）

### 1. 論文等の応募

- (1) 「環境の管理」への論文等の応募は、本規程による。
- (2) 論文等の種類は次のとおりとする。
  - 1) 原著論文：独創的、または科学的な研究論文
  - 2) 総説：研究、調査、動向などの総括または解説
  - 3) 技術報告：環境管理に関する技術資料その他有用な資料
  - 4) 掲載論文等に対する質疑討論
- (3) 論文等は、未発表のものに限定する。

ただし、以下のものについては、未発表のものとみなす。

  - 1) 本会の大会研究発表会で発表したもの。
  - 2) シンポジウム、研究発表会、国際会議等で概要または資料として発表したもの。
  - 3) 大学の紀要、研究機関の研究所報等で内部的に発表したもの。
  - 4) 国、自治体、協会、団体等からの委託研究の成果報告書。
  - 5) その他、学術委員会が認めたもの。
- (4) 製品の宣伝など、本会の論文等としてふさわしくない内容のものは受理しない。
- (5) 論文等は、その1編でまとまりのあるものに限定する。
- (6) 連続して数編を応募する予定の場合には、各編がそれぞれ完結したものでなければならない。この場合には、各編の内容を適切に表したものを主題として付し、全体を表す総主題は副題（サブタイトル）として付すこと。
- (7) 連続した数編を同時に応募した場合には、先の論文等の査読終了後に、続編の論文等を受理する。
- (8) 論文等の応募者は、本会会員に限定する。ただし、論文等の著者が複数の場合には、そのうちの少なくとも1名が本会会員であればよい。なお、学術委員会が認めた者については、この限りではない。

### 2. 論文等の原稿

- (1) 論文等の原稿は、和文・英文のいずれでもよい。
- (2) 論文等の原稿は、本会が定めた論文等執筆要領に従って作成したものを3通（白黒でコピーしたもの）提出する。
- (3) 論文等の採用が決定した後、最終原稿を1通（コピー不可）提出する。なお、提出された最終原稿は返却しない。ただし、返却を希望する場合には、事務局まで申し出ること。
- (4) 論文等の原稿のページ数は、刷上り6ページから10ページを基準とし、10ページを超える超過ページは4ページを限度とする。
- (5) 前項の規程にかかわらず、掲載論文等に対する質疑討論の原稿については、刷り上り1ページを基準とし、超過ページは1ページを限度とする。

- (6) 前2項の超過ページについては、超過ページ料を徴収する。
- (7) 論文等の最終原稿の作成時には、採用原稿の字句や文章の追加や修正は認めない。
- (8) 論文等の原稿の提出に際しては、所定の事項を記入した本会所定の送付票を添付しなければならない。
- (9) 論文等の原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。
- (10) 内容の訂正などを指摘された原稿で、本会発送日より2ヶ月以内に改訂原稿が送付されない場合は、最初の受理日は無効とし、新規に受理したものとして取り扱う。なお、この場合、改訂原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。

### 3. 論文等の採否

(1) 論文等の採否は、論文審査小委員会による査読の結果にもとづいて、本会学術委員会が決定し、著者に通知する。ただし、掲載論文等に対する質疑討論の採否並びにその取扱いは、本会学術委員会が行う。

(2) 論文等の査読の判定基準は以下の通りである。

1) 全般的な査読の項目

- ① 論旨・論拠の妥当性・明快性、実験・調査等の方法とその結果の信頼性・再現性、論文等の展望・位置付けの適切さ
- ② 文章表現・用語・関連文献の引用等の適切さ
- ③ 商業主義からの中立性

2) 論文等の種類に応じて、以下の基準で査読する。

- ① 原著論文：次の内、1項目でも該当するものは「不採用」とする。
  - (i) 汎用性・新規性・具体性がないもの
  - (ii) 独創性・独自性がないもの
  - (iii) 信頼性に欠けるもの（論理・数式・数値・図表・資料等に誤りがないこと）
  - (iv) 完成度が不十分なもの
  - (v) 社会的寄与度・有用性がないもの
  - (vi) その他、論文としてふさわしくないもの
- ② 技術報告・総説：次の内、1項目でも該当するものは「不採用」とする。
  - (i) 完成度が不十分なもの
  - (ii) 社会的寄与度・有用性がないもの
  - (iii) その他、論文等としてふさわしくないもの

(3) 査読の結果が「採用」の場合は、論文等の採用決定日を明記する。

(4) 査読の結果が「再査読」の場合は、改訂された原稿について改めて査読を行う。

(5) 査読の結果が「不採用」の場合で、その「不採用」の理由に対して、論文等の著者が明らかに不当と考えた場合には、不当とする理由を明記して、本会学術委員会委員長あてに異議申し立てを行うことができる。異議申し立ての取扱いについては、本会学術委員会が行う。

### 4. 著作権

- (1) 著者は、掲載された論文等の著作権の使用を本会に委託する。
- (2) 本会は、第三者から文献等の複製・引用・転載に関する許諾の要請があった場合には、原著者に連絡し許諾の確認を行う。
- (3) 著者が、自らの論文等を自らの用途のために使用することについての制限はない。
- (4) 本会は、編集出版権を所有する。

## 5. 「環境の管理」の体裁

(1) 「環境の管理」の刷り上り体裁はA4版とし、原則として、著者から提出された「最終の原稿」を、そのまま製版・印刷する。

## 6. 登載料・超過ページ料・カラー印刷掲載料

- (1) 登載料は、徴収しない。
- (2) 採用された論文等の本文の刷上りページ数が基準ページ数を超過した場合には、超過ページ料として、1ページ当り10,000円を徴収する。
- (3) カラー印刷による掲載は、著者の申し出により行うことができる。カラー印刷に要する費用は著者の負担とする。

## 7. 掲載された論文等の別刷

- (1) 掲載された論文等の別刷は、30部を無償で作成する。
- (2) 著者がそれ以上を求める場合には、著者の申し出により行うことができる。印刷に要する費用は著者の負担とする。

## 8. 送付先

- (1) 論文等の原稿および異議申し立ての文書は、下記宛に送付する。

〒116-0013

東京都荒川区西日暮里5-26-7 クレセントビル4階

日本環境管理学会 学術委員会

Email [info@riemam.org](mailto:info@riemam.org)

- (2) 論文等の原稿には、本会所定の「応募論文等送付票」を添付すること。
- (3) 論文等の原稿及び送付票を電子メールにより提出することを認める。

## 9. その他

- (1) 査読中の論文等の著者が変更された場合は、その時点で新規に受理したものとして取り扱う。

## 10. 附 則

- (1) 本規程は、2004年6月1日より施行する。
- (2) 本規程は、2007年9月1日より改正施行する。
- (3) 本規程は、2009年5月22日より改正施行する。
- (4) 本規程は、2018年6月1日より改正施行する。